

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の記入のしかた

◎特別徴収税額通知に載っている給与所得者について、退職・休職・転勤等の異動により特別徴収が継続できなくなった場合

→異動があった日の翌月10日までに下図の異動届出書（提出書類1枚目の書式）をご提出ください。
未徴収の税額をどのように納めるかによって、記入内容が異なります。当てはまるケースをご確認ください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和 年 9月 10日 提出		所在地 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1	特別徴収義務者 氏名 〇×株式会社	特別徴収税額通知番号 777777
氏名 埼玉 〇恵		特別徴収税額 (年税額) 76,300	未徴収税額 (ア)-(イ) 19,600	未徴収税額 (ア)-(イ) 56,700
異動年月日 6月 8日		異動の事由 1. 退職	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続	
1. 特別徴収継続の場合		2. 一括徴収の場合		
3. 普通徴収の場合		4. 退職等の異動で、未徴収税額を個人(普通徴収)で納付する場合		

【すべてのケースで共通の記入内容】

- ①特別徴収義務者の所在地・名称・法人番号等を記入してください。
- ②特別徴収税額通知に記載されている番号を記入してください。
- ③この届出を記入された方の連絡先等を記入してください。
- ④給与所得者の氏名や生年月日等を記入してください。住所は賦課期日（1月1日）の住所を記入してください。また、賦課期日以降に住所の異動があった場合は、下の段に最新の住所を記入してください。
- ⑤(ア) 特別徴収税額通知に記載されている給与所得者の「特別徴収税額」を記入してください。
(イ) 徴収済月と合計徴収済額を記入してください。
(ウ) (ア) - (イ) の未徴収税額を記入してください。未徴収月も併せて記入してください。
- ⑥異動のあった日を記入してください。
- ⑦該当する番号を記入してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和 年 12月 10日 提出		所在地 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1	特別徴収義務者 氏名 〇×株式会社	特別徴収税額通知番号 777777
氏名 埼玉 ×子		特別徴収税額 (年税額) 76,300	未徴収税額 (ア)-(イ) 38,500	未徴収税額 (ア)-(イ) 37,800
異動年月日 12月 11日		異動の事由 1. 退職	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続	
1. 特別徴収継続の場合		2. 一括徴収の場合		
3. 普通徴収の場合		4. 退職等の異動で、未徴収税額を個人(普通徴収)で納付する場合		

A 退職等の異動で、未徴収税額を個人(普通徴収)で納付する場合

- ⑦「1」（退職）を記入してください。
- ⑧「3」（普通徴収）を記入してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

越谷市長宛 令和 年 12月 10日 提出		所在地 〒343-0501 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1	特別徴収義務者 税務課 7777777
氏名又は名称 〇×株式会社		所属 経理課	担当 越谷 〇子
個人番号 9999999999999999		氏名 越谷 〇子	電話 048-964-2111 内線 (123)
氏名 埼玉マ パワコ 埼玉マ パワコ	特別徴収税額 (年税額) 76,300	徴収済額 (イ) 6月 11月 38,500	未徴収税額 (ウ) (ア)-(イ) 12月 5月 37,800
生年月日 昭和50年 1月 1日	異動年月日 6月 11日	異動の理由 1. 退職 2. 異動 3. 死亡	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 特定番号 所在地 氏名又は名称	2. 一括徴収の場合 理由 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和7年1月1日以後で、特別徴収の継続の申出がないため	3. 普通徴収の場合 理由 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和7年5月31日までで、一括徴収の申出があるが、給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(毎月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 納入書の要否 1. 必要 2. 不要

㉔退職等の異動で、未徴収税額を一括徴収し納入する場合

- ⑦「1」(退職)を記入してください。
- ⑧「2」(一括徴収)を記入してください。
- ⑨一括徴収した税額を何月分(翌月10日納入期限分)で納入するか必ず記入してください。

★令和7年(2025年)1月1日~4月30日の間に退職した人に未徴収税額がある場合には一括徴収することが義務づけられています。それ以前の退職者についても、できるだけ本人の了解を得て一括徴収していただくようお願いいたします。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

越谷市長宛 令和 年 9月 10日 提出		所在地 〒343-0213 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1	特別徴収義務者 税務課 7777777
氏名又は名称 〇×株式会社		所属 経理課	担当 越谷 〇子
個人番号 9999999999999999		氏名 越谷 〇子	電話 048-964-2111 内線 (123)
氏名 埼玉マ パワコ 埼玉マ パワコ	特別徴収税額 (年税額) 76,300	徴収済額 (イ) 6月 8月 19,600	未徴収税額 (ウ) (ア)-(イ) 9月 5月 56,700
生年月日 平成4年 11月 1日	異動年月日 6月 9日	異動の理由 1. 退職 2. 異動 3. 死亡	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 特定番号 所在地 氏名又は名称	2. 一括徴収の場合 理由 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和7年1月1日以後で、特別徴収の継続の申出がないため	3. 普通徴収の場合 理由 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和7年5月31日までで、一括徴収の申出があるが、給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	新しい勤務先へは、月割額 6,300 円を 9月分(毎月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 納入書の要否 1. 必要 2. 不要

㉕転勤等により新事業所で特別徴収を継続する場合

- ⑦「2」(転勤)を記入してください。
- ⑧「1」(特別徴収継続)を記入してください。
- ⑩新しい特別徴収義務者に確認の上、記入してください。不明な場合は記入せず、新しい特別徴収義務者に送付し記入してください。また、新しい特別徴収義務者における受給者番号があれば記入してください。
- ⑪新しい特別徴収義務者に連絡の上、月割額と新しい特別徴収義務者が徴収可能な開始月を記入してください。徴収開始月が不明の場合は未記入でかまいません。